

政策調整部

議案第108号 大津市男女共同参画センター条例の一部を改正
する条例の制定について

それでは、議案第108号大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

2ページをお願いします。

条例の改正内容及び経緯についてです。

大津市男女共同参画センターにおいては、男女共同参画社会の実現のための、市民及び民間団体等の活動の支援及び交流の場の提供として、多目的室を設置しております。

多目的室の使用にあたっては、センター条例の別表に定める使用料の納付が必要であり、1時間あたりの使用料は市民が230円、市民以外の者が350円となっています。

今般、当該使用料について、施設使用料設定基準に基づき、算定シートを用いて見直しを行った結果、人件費など運営コストの上昇分を使用料に反映させる必要が生じたことから、施行日を令和9年4月及び令和11年4月の2回にわけて使用料の改定を行うものです。

3 ページをお願いします。

使用料の算定についてです。

使用料は、施設使用料設定基準に定められている算定方式により、原価に受益者負担割合を乗じて算定します。

原価については、2. 利用形態別使用料算定方法に記載のとおり、会議室・ホール等の貸出等の場合に準じて、まず①1 m²あたりの時間原価を算出、次に②で1室あたりの原価を算出、最後に③で受益者負担割合を乗じています。なお、受益者負担割合は50%としています。

4 ページをお願いします。

3. 具体的な金額についてです。

算定方式にあてはめて計算した結果、③に記載のとおり、1室当たりの使用料は、税抜きで270円となります。これより、市民の使用料は、消費税分を乗じて290円、市民以外の者の使用料は、消費税分と割増分を乗じて440円となります。

次に4. 激変緩和措置についてです。

使用料の改定により、現行使用料より著しく高額になるときは、当初2年間は1.25倍、その後は1.5倍を改定上限として、原則、2段階にて改定を行うこととされています。

改定後の使用料は、現在の使用料と比較して市民が1.261倍、市民以外の者が1.257倍となります。このため、当該激変緩和措置を適用し、令和9年4月と令和11年4月の2回にわけて改定を行うものです。

5ページをお願いします。

新旧対照表です。

令和9年4月1日に施行となる1回目の改定では、市民が230円から280円に、市民以外の者が350円から430円に改定となります。

6ページをお願いします。

令和11年4月1日に施行となる2回目の改定では、市民が280円から290円に、市民以外の者が430円から440円に改定となります。

以上で、議案第108号大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

ご審査の程、よろしくお願い申し上げます。